

【記入例】

提出日 令和8年 6月 1日

熊本市長 様

熊本市市外火葬場管外使用料助成金交付申請書兼請求書

私は、熊本市市外火葬場管外使用料助成金交付要綱第5条の規定に基づき、熊本市市外火葬場管外使用料助成金を下記のとおり申請します。

なお、本助成金の交付が決定した際には、請求に関する一切の権限を熊本市健康福祉政策課長に委任します。

1 死亡者

住 所	熊本市中央区手取本町1-1
氏 名	熊本 花子

埋火葬許可証の
死亡者と同じ

2 申請者

住 所	熊本市中央区手取本町1-1
氏 名	熊本 太郎
連 絡 先	096-328-1111

領収書の宛名(納付者)
と同じ
※代理申請の場合は
委任状が必要

【宣誓事項】

☒ 暴力団の利益となる活動を制限するため、私は熊本市暴力団排除条例に規定された暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを宣誓します。

3 使用した市外火葬場

火葬場名	龍燈苑
使 用 料	50,000 円
支 払 日	令和8年 5月 15日

領収書の金額
※人体の火葬に係る
使用料のみ

4 市外火葬場を使用した理由

☒ 居住地から熊本市斎場及び熊本市植木火葬場までの移動に係る距離又は時間が長く、高齢や障害等により心身に負担を要するため
☐ その他 ()

5 請求額

請 求 額	20,000 円
-------	----------

裏面計算方法参照

6 口座情報

金融機関名	●●銀行	支 店 名	▲▲支店
種 別	普通	口座番号	1234567
口座名義人 (カナ)	クマモト タロウ		

申請者と同じ

7 添付書類

☒ 埋火葬許可証の原本又はその写し（必須）
☒ 市外火葬場から受領した管外使用料の領収書原本又はその写しその他これに類する支払いを証する書類（必須）
☐ 委任状（申請者及び口座名義人と領収書の宛名が異なる場合のみ）
☐ その他市長が必要と認める書類

※裏面の注意事項を必ずご確認ください。

注 意 事 項

【熊本市市外火葬場管外使用料助成金の対象】

熊本市民を火葬するために、近隣市町村の下記火葬場を使用し、管外使用料を支払った熊本市民（熊本市に住民票がある方）

※令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降に火葬を行った方

※対象となる火葬場（）内は運営主体

- ・ 荒尾市斎場（荒尾市）
- ・ 玉名斎場（有明広域行政事務組合）
- ・ 長洲斎場（長洲町）
- ・ せきすい斎苑（南関町、和水町）
- ・ 山鹿市薄尾斎場（山鹿市）
- ・ 菊池火葬場（菊池広域連合）
- ・ 大津火葬場（菊池広域連合）
- ・ 益城斎場（益城、嘉島、西原環境衛生施設組合）
- ・ 龍燈苑（宇城広域連合）
- ・ 寂静の里（宇城広域連合）
- ・ 阿蘇中部斎場（阿蘇広域行政事務組合）
- ・ 南阿蘇霊照苑（阿蘇広域行政事務組合）
- ・ 清和天昇苑（山都町）

【助成金の額（請求額）】

熊本市斎場及び熊本市植木火葬場の市内使用料と支払った管外使用料との差額の 2 分の 1（上限 20,000 円）

※人体の火葬料のみが対象です。待合室使用料や改葬に伴う再火葬料等は対象外です。

＜請求額の計算方法 ※いずれも上限 20,000 円＞

- | | | | |
|-------------|---|----------|-----------------|
| ・ 大人の場合 | ： | （【管外使用料】 | 円 — 6,000 円）÷ 2 |
| ・ 小人の場合 | ： | （【管外使用料】 | 円 — 4,000 円）÷ 2 |
| ・ 死産児の場合 | ： | （【管外使用料】 | 円 — 2,000 円）÷ 2 |
| ・ 身体の一部等の場合 | ： | （【管外使用料】 | 円 — 1,000 円）÷ 2 |

（例）

- ・ 管外使用料 40,000 円の場合
 $(40,000 \text{ 円} - 6,000 \text{ 円}) \div 2 = 17,000 \text{ 円}$ ⇒ 請求額は 17,000 円
- ・ 管外使用料 50,000 円の場合
 $(50,000 \text{ 円} - 6,000 \text{ 円}) \div 2 = 22,000 \text{ 円}$ ⇒ 請求額は上限 20,000 円

【申請期間】

管外使用料を支払った日から起算して 6 ヶ月

【申請に必要な書類】

- ① 熊本市市外火葬場管外使用料助成金交付申請書
- ② 埋火葬許可証の原本又はその写し
- ③ 市外火葬場から受領した管外使用料の領収書原本又はその写し
- ④ 委任状（①の申請者・口座名義人と③の宛名が異なる場合のみ）

【助成金の支払時期】

申請書類を受け付けた翌月の 20 日頃

※書類不備等があった場合はさらに翌月の支払となる場合があります。

【その他】

助成金の交付を受けた方が、偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部を返還していただきます。